

井川町の町有地分譲のお知らせ

井川町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図るため、
町有地を分譲します。



■お申込ができる方 次の①～⑤のすべてに該当する方

- ① 令和5年8月1日時点で40歳以下の夫婦、もしくは12歳までの子どもがいる世帯
- ② 自ら住宅を建築するための宅地を必要としている方
- ③ 分譲地に住民票を移すことを確約する方
- ④ 町税等の滞納がない者
- ⑤ 暴力団及び反社会行動を行う団体の構成員、暴力的不当行為を行う者
公序良俗に反する行為を行う者でない方

■宅地分譲の条件

- ① 契約を締結した日から2年以内に住宅の建築にかかる契約を締結し、住宅建築後は、住民登録のうえ居住すること。
- ② 契約を締結した日から5年間は、町長の許可なく他に転売、貸付、所有権移転をしないこと。
- ③ 所有権移転登記と同時に、町長が当該分譲地の買戻特約を登記することに承諾すること。
- ④ 土地の管理及び住宅等の建築にあたっては、当該地域の風致景観を損なうことのないよう配慮すること。
- ⑤ 敷地内に設置されている電柱等を町長の許可なく移設しないこと。
- ⑥ その他町長が特に定める事項に違反しないこと。

■分譲までの流れ

- ① お申込 : 必要書類を添えて申込書を提出
 - ② 分譲の決定 : 役場にて分譲の決定を行います。同一区画に複数の方からお申込があった場合は、抽選などの公正な方法で決定します。
 - ③ 契約締結 : 分譲の決定後、契約書を交わし、宅地の売買契約を締結します。
契約締結と同時に、契約金(分譲価格の10/100に相当する額)を納付します。
 - ④ 分譲代金の納付 : 契約の日から3ヶ月以内に分譲価格から契約金を差し引いた額を納付します。
 - ⑤ 宅地引渡し : 分譲代金を完納した日をもって宅地の引渡しを行います。
移転登記 : その後、町が宅地の移転登記を行います。
- ※ 契約や移転登記に関する費用等はお申込者のご負担となります。

裏面をご覧ください

■分譲箇所



- ① 北川尻字下田面八十列 69-34 261.24 m² 価格 8,000 円/m²(電柱あり)
- ② 北川尻字下田面八十列 69-35 261.23 m² 価格 8,500 円/m²
- ③ 北川尻字下田面八十列 69-36 301.83 m² 価格 8,000 円/m²



■井川町の子育て支援について

- ・ **保育料の無償化** こどもセンターの保育料について、1歳児クラスのお子様から無償となります。
- ・ **予防接種助成** 任意予防接種の一部費用を助成します。
- ・ **産後ケア** 産後のお母さんへ助産師によるデイサービス型及び訪問型を実施しています。
- ・ **給食費無償化** 義務教育学校のすべての生徒の給食費を無償で提供しています。
- ・ **特定定額給付金・出産子育て応援交付金** 出生時に 100,000 円のほか、母子手帳交付時に 50,000 円、出生後に 50,000 円を交付します。
- ・ **お誕生クーポン** 出生時に町内店舗で使用できるクーポン券 50,000 円分を進呈します。
- ・ **チャイルドシート購入助成** チャイルドシート購入費の1/2を助成します。(上限 10,000 円)
- ・ **高校生通学費全額助成** 高校生等の通学定期乗車券購入費を助成します。
- ・ **福祉医療費助成** 高校生までの医療費を無料としています。

■申し込みの受付について

(井川町役場 産業課：環境整備班窓口 電話 018-874-4420)

- ※ 受付の際、申込書・住民票(世帯全員分)・納税証明書(世帯のなかの納税義務がある方全員分)をご持参ください。
- ※ 申込みの変更や取り下げについては、申込日の 13 時～13 時 30 分まで、ただし変更申込みは、1回のみとします。
- ※ 現在、先着順で売却しておりますので少しでも関心のある方は、お問合せください。